

《資料》

騎士領プルシェンシュタイン（南ザクセン）における
封建的諸義務の償却(2)

松 尾 展 成

- 第1節 全国償却委員会文書第1852号
 - (1) 貢租償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額
- 第2節 全国償却委員会文書第1853号
- 第3節 全国償却委員会文書第1892号
 - (1) 賦役・貢租償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額
- 第4節 全国償却委員会文書第2023号
 - (1) 賦役・貢租償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額
- 第5節 全国償却委員会文書第2024号
 - (1) 賦役・貢租償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額
- 第6節 全国償却委員会文書第2025号
 - (1) 賦役償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額 (39巻3号)
- 第7節 全国償却委員会文書第2026号
- 第8節 全国償却委員会文書第2027号
 - (1) 賦役償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額
- 第9節 全国償却委員会文書第3700号
 - (1) 賦役・貢租・放牧権償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額
- 第10節 全国償却委員会文書第4601号
- 第11節 全国償却委員会文書第5777号
 - (1) 賦役・貢租償却協定
 - (2) 償却年地代・一時金合計額
- 第12節 全国償却委員会文書第5778号

第7節 全国償却委員会文書第2026号

これは第2026号文書、「フライベルク管区・プルシェンシュタイン＝ザイダの騎士領領主とノイハウゼンの製粉水車との間の、1840年9月21日／9月30日／12月1日の償却協定⁽¹⁾」である。本協定は本稿第4－第5節の協定より早く、第6節の協定より遅くに作成され、これら3協定と同日に承認された。しかも、本協定はほぼ2月後に再度承認された。

一方の被提議者、……世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……と他方の提議者、ノイハウゼンの免税製粉水車、保険番号29, および、数片の免税付属地……の所有者フリードリヒ・レーベレヒト・ウルブリヒト⁽²⁾ (Friedrich Leberecht Ulbricht) は、本文書に詳記された相互的権利の廃止に関して、また、認められるべき補償に関して、全国償却委員会の承認を除いて、一括して次のように協定した。——なお、特別〔償却〕委員は前節の協定と同じである。

第1条. 提議者である、ノイハウゼンの上記水車所有者 F. L. ウルブリヒトには

(a) プルシェンシュタインの騎士領領主、その家族・家僕と、穀物を現物給与として受ける下級役人、さらに、〔農場〕借地人、その家族・雇い人、並びに、プルシェンシュタインの城で、また、城の分農場で働く経営用奉公人のために、あらゆる種類の穀物を無料・無償で製粉し、糠も戻し、パンを焼く、

(b) 最後に述べられた奉公人のために、上質のスープ用穀粉を毎週2メッツェずつ無償で供給し、また、祭日には彼らのために無償で果子を焼く、

(c) プルシェンシュタインの騎士領館での醸造、蒸留と家畜肥育のための、すべての穀物を無償で粗挽きする、そして、

(d) プルシェンシュタインの騎士領領主から毎年3マルターのパン穀物を時価で買い取る、という義務があった。彼のこの義務を騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……は、償却年地代90Tと引き換えに、1841年初から永久に免除した。

第2条. 親方 F. L. ウルブリヒトはこの免除を受け入れた。それに対して彼は、取り決められた償却年地代90Tを、上記水車と付属地で引き受けた。これは20グルデン鑄貨率〔の鑄貨〕で1841年初から年4回……騎士領プルシェンシュタインに支払われる。

第3条. 同じように、パン焼き用および馬具用木材 (Schirrhölze) の分担として、伐採夫賃金と森林副収入 (Forstaccidenzien) を支払って、(a) 12クラフター $\frac{6}{4}$ エレの軟材薪と (b) それぞれ……外部が2エレのブナ2本を、騎士領林地から毎年、親方 F. L. ウルブリヒトに無料で引き渡し、差し出す義務が被提議者にあった。〔提議者は〕被提議者のこの義務を1841年初から永久に免除した。

第4条. 被提議者……は、容認されたこの〔権利〕放棄のために、提議者である親方 F. L. ウルブリヒトの水車から騎士領プルシェンシュタインに毎年支払われるべき世襲貢租100Tのうち、33Tを1841年初から将来に亘って軽減し、したがって、この時点以後、あの世襲貢租を年100Tから年67Tに引き下げた。

第5条. [第2条による償却年地代90Tの地代銀行委託および委託地代関連法規——省略]

第6条. [償却費用の分担——省略]

第7条. [同文4部の償却協定——省略]

プルシェンシュタイン城にて1840年9月21日

同年9月21日の協定署名集会議事録は紹介を省略する。

同年9月30日に全国償却委員会、シュピッツナーはこの協定を承認した。これには同年12月1日の補足が付けられている。「……本償却協定第1条において20グルデン鑄貨率〔の鑄貨〕で取り決められた償却地代90Tは1841年初から回転し始めるので、それは、地代銀行に委託されるためには、1840年7月20日付けおよび21日付け鑄貨制度関連2法律に従って、14ターラー鑄貨率〔の鑄貨〕に……換算されるべきである。それは後者〔の鑄貨〕では92T15G-Pになる。そのうち92T14G8Pは地代銀行に毎年、そして、-T-G2Pはプルシェンシュタインの騎士領領主に直接に、支払われるべきである。……」。

この協定によれば、一方では、ノイハウゼンの水車屋親方は、騎士領所有者と騎士領経営に必要な穀物を製粉し、パンに焼き、騎士領における醸造・蒸留・家畜肥育のための穀物を粗挽きし、さらに、騎士領奉公人のスープに用いられる穀粉を供給する、などなどの義務を負っていた。主として賦役と現物貢租と見なされる、これらの義務は騎士領所有者に対する領民の負担の一種である。他方で、騎士領所有者は、一定量の薪と馬具用木材を騎士領林地から水車屋に提供する義務を負っていた。この義務は領民に対する騎士領所有者のそれである。本協定はこれら2種類の封建的義務を償却した。第1に、水車屋の義務は旧鑄貨90T（新鑄貨92T15G）の年地代でもって償却された。第2に、騎士領所有者が義務として提供する現物は年33Tと評価された。もっとも、この償却地代33T（あるいはその一時金）は騎士領所有者からは支払われず、水車屋の世襲貢租が従来の年100Tから年67Tに減額された。これらの償却年地代を、プフェニヒ額を切り捨てて、一時金額に換算したものが第1表である。(1)は、第1条によって水車屋が騎士領に償却したものを、(2)は、第3条によって騎士領が水車屋に償却したものを示す。

第1表 一時金換算年地代合計額

(1) 水車屋から	92NT15NG	$\{2,312NT15NG \div 2,312NT\}$	<73%>	
(2) 騎士領から	$33AT=33NT27NG$	$5NP \div 33NT27NG$	$\{847NT15NG \div 847NT\}$	<27%>
(3) 合計額		$\{3,159NT\}$	<100%>	

水車屋が支払う(1)は、主として賦役と現物貢租の償却地代であるけれども、両者の構成比は不明である。騎士領の負担となる(2)は、かつての現物提供義務に基づく。

(注1) GK, Nr. 2026, Ablösungs-Rezeß vom 21. September/30. September/1. December 1840 zwischen der Rittergutsherrschaft Purschenstein mit Sayda / Freiburger Amtsbez. und der Mühle zu Neuhausen. 本協定の表題には償却だけが記されている。その対象は、第1条と第3条によれば、騎士領に対する水車屋の義務（主として賦役・現物貢租）と水車屋に対する騎士領の義務（現物提供）であった。なお、Rittergutsherrschaftは騎士領領主と訳した。

(注2) この水車屋は全国償却委員会文書第2025号において協定番号14（家屋）と32（水車）の所有者である。同協定第1条は、前者の不動産について償却年地代1T10G5Pと一時金3T8G-Pを、後者について一時金4T6G4Pを定めていた。また、第2条には、協定番号14の家屋に「確定貨幣貢租」として課される世襲貢租-T4G-Pが記されているけれども、協定番号32の水車に対する世襲貢租は言及されていない。本稿第6節，pp.100, 104, 107を参照。この水車の世襲貢租は本償却協定に言及されている。

第8節 全国償却委員会文書第2027号

(1) 賦役償却協定

これは全国償却委員会文書第2027号、「ノッセン近郊の騎士領プルシェンシュタインとザイフェンの住民との間の、1840年9月21日/30日の賦役償却協定^①」である。この協定は前節の償却協定と同じ日に作成され、承認された。

一方の被提議者と他方の提議者は、本協定に詳述される、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの権限の償却に関して……次のように和解し、協定した。一方の被提議者は、……世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……であり、他方の提議者は、プルシェンシュタインの〔騎士領〕領主に属する鉾山市場町ザイフェンの下記のフーフエ農、オーバーハウス所有者、ウンターハウス所有者と「家屋・「耕地」」所有者（義務者全員の氏名と不動産は後出第1表）である。——特別〔償却〕委員は前節と同じであった。

第1条。本協定第2条に数え上げられる、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの権限から彼らの所有地（Besitzungen）を永久に解放するために、提議者C. A. シュタイネルト〔協定番号1〕と仲間たちは次の一時金あるいは地代あるいは地代と一時金の両者（後出第3表）の現金支払いを引き受けた。それは、特別に作成された計算方式に従うもので、これを当事者双方は適当と承認した。また、そこでは法律上の控除も、賦役〔義務〕者に与えられるべきであった反対給付も、至るところで考慮された。

第2条。被提議者……は、彼に保証された、これらの年地代と一時金支払いを受け入れ、自分と騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの後継所有者のために、提議者の同意の下で、法的に以下を義務づけられている、と言明した。ザイフェンのフーフエ農、オーバーハウス所有者とウンターハウス所有者および世襲村長の下記の賦役、すなわち、

- (a) 従来の麦芽運送の代わりに1769年……の協定によって導入された犁耕〔賦役〕6日、
- (b) プルシェンシュタイン城での雪かきの代わりに導入された確定パン穀物刈り取り〔賦役〕、
- (c) 果たされるべき亜麻賦役、

Land	Landbesitzer	Landgröße	Landwert	Landwert
1.	Landbesitzer	1. 1/2 Morgen	1. 1/2	1. 1/2
2.	Landbesitzer	2. 1/2 Morgen	2. 1/2	2. 1/2
3.	Landbesitzer	3. 1/2 Morgen	3. 1/2	3. 1/2
4.	Landbesitzer	4. 1/2 Morgen	4. 1/2	4. 1/2
5.	Landbesitzer	5. 1/2 Morgen	5. 1/2	5. 1/2
6.	Landbesitzer	6. 1/2 Morgen	6. 1/2	6. 1/2
7.	Landbesitzer	7. 1/2 Morgen	7. 1/2	7. 1/2
8.	Landbesitzer	8. 1/2 Morgen	8. 1/2	8. 1/2
9.	Landbesitzer	9. 1/2 Morgen	9. 1/2	9. 1/2
10.	Landbesitzer	10. 1/2 Morgen	10. 1/2	10. 1/2
11.	Landbesitzer	11. 1/2 Morgen	11. 1/2	11. 1/2
12.	Landbesitzer	12. 1/2 Morgen	12. 1/2	12. 1/2
13.	Landbesitzer	13. 1/2 Morgen	13. 1/2	13. 1/2
14.	Landbesitzer	14. 1/2 Morgen	14. 1/2	14. 1/2

Handwritten text in German script, likely a continuation of the document or a related record. The text is dense and difficult to read due to the cursive style and fading.

同

第2027号文書第1条

- (d) 確定紡糸賦役,
 - (e) 確定羊剪毛 [賦役],
 - (f) 騎士領プルシェンシュタインのために屋根板を作る不確定賦役,
 - (g) プルシェンシュタイン世襲台帳第46条に基づく, ザイフェンの錫精錬所へのさまざまな賦役, および,
 - (h) 保険番号40 [協定番号35] のオーバーハウスに課される走り使いは永久に消滅する. また,
 - (i) 借家人, すなわち,
 - (α) 世襲村長, 保険番号1 [協定番号1] と農民地, 保険番号2a, 3-5, 33, 37, 46, 52, 53および64 [協定番号2, 4-6, 27, 31, 41, 47, 48および64],
 - (β) オーバーハウス, 保険番号12, 28, 40, 44, 55, 56, 67, 77, 79および99 [協定番号12, 24, 35, 39, 50, 51, 54, 61, 63および70], そして,
 - (γ) ウンターハウス, 保険番号9, 13-18, 21, 23-25, 32, 38, 39, 41-43, 45, 47-51, 54, 60, 66, 68-70, 72-74および123 [協定番号10, 13-22, 26, 33, 34, 36-38, 40, 42-46, 49, 52, 53, 55-60および3]
- の借家人, あるいは, これらの所有地に新築される家屋を将来1839年以後に借りる [借家人] からは, 狩猟金8Gと世襲貢租4G以外は, 借家人賦役も [騎士領] 領主への貢租も要求されない. また,
- (k) 誰もがその農地で他人のために亜麻を播くことを許される. かつて通例であった亜麻播種貢租, すなわち, 亜麻1フィアテル当たり雌鶏1羽あるいは貨幣1G9Pはもはや支払われない. さらに,
 - (l) 騎士領プルシェンシュタインの羊はザイフェンの耕区に再び追い立てられ, 放牧されることはない.
 - (m) 保険番号17, 40, 44と60 [協定番号17, 35, 39と52] に, また, 序文の [協定番号] 7aに挙げられた, C.F. ミュラー (ハイデルベルク) の $\frac{1}{16}$ フーフェに, 課された現物貢租はもはや支払われない. 最後に,
 - (n) 保険番号40 [協定番号35] のオーバーハウスがこれまで毎年支払ってきた世襲貢租4Gは廃止されるべきであり, 前条の方式で一連番号35に同意された一時金によって償還される.

第3条. 締結した償却協定の実施を当事者双方は一般的には1837年初と [定め], 償却される借家人賦役に関してだけは, 1839年初と定めた. そのために, この時点以後, 同意された地代が回転し始め, 償却された賦役, 貢租と放牧権は停止した.

第4条. [20グルデン铸貨率の铸貨による一時金の支払時期——省略]

第5条. [20グルデン铸貨率の铸貨による年地代の支払時期——省略]

第6条. [対物的負担としての年地代——省略]

第7条. [すべての年地代の地代銀行委託——省略]

第8条. [地代銀行委託額と地代端数——省略]

第9条. [委託地代関連法規——省略]

第10条. [地代端数の償還時期——省略]

第11条. 最後に被提議者……は以下を提議者に保証した. 彼はその [騎士] 領プルシェンシュタイン=ザイダにおいて,

連畜 [賦役] 1日を11G以下の,

婦人の賦役1日を2G以下の,

麻屑から麻糸1巻を紡糸する [賦役] を, 反対給付が同じ場合, 3G以下の,

去勢雄鶏1羽を4G以下の,

雌鶏1羽を3G以下の,

鶯鳥1羽を6G以下の,

若い雌鶏1羽を1G以下の,

卵1ショックを8G以下の

年地代では, そして,

放牧権の事情が同じ場合, 犁耕可能な1シェッフェル=150平方ルーテの土地の羊放牧権を3P以下の年地代では,

協定によって償却させることはないこと, 本協定で引き受けられた地代を, 一層低額のあの地代に引き下げつもりであること, あるいは, 過剰支払い分を彼らに払い戻す [つもりである] ことを.

この場合に地代の引き下げは, 引き下げられるべき地代額を, …… [騎士領所有者] が提議者のために一時金によって地代銀行に償還し, 弁済することによって, 行なわれるべきである. 引き下げ額が4Pでもって残りなく割り切れない限り, 年地代を4Pでもって残りなく割り切れるようにするために, 残った地代額のうち必要であるだけを, 提議者も直ちに一時金によって償還する [べきである].

第12条. [償却費用の分担——省略]

第13条. [同文4部の償却協定——省略]

騎士領プルシェンシュタイン=ザイダにて1840年9月21日——97ページは本協定第1条の最初を示している.

本協定の署名集会議事録の内容は本稿第6節のそれに類似している.

ザイフェンにて1840年9月21日

ザイフェンの償却協定を承認するために, 召喚状に従って, 一方の [被提議者] プルシェンシュタインの…… [騎士領所有者] と [他方の提議者] K. A. シュタインェルト, 協定番号1など70人 (筆頭者以外の協定番号と氏名は省略) が本日午前, 当地の世襲村長宅に現れた.

協定の朗読と通読の後, 当事者双方はすべての条項についてそれを適当と認め, 承認した.

しかし, 出席した提議者は署名の前に, 騎士領領主……から以下の保証を要求した. それは, (a) 四季税について徴収される収入役手数料の支払い, (b) 漁業用の水, (c) 糾問の費用, (d) 売り台の脂肪, (e) 保護金と (f) [抵当] 認可料に関して, また, その他の苦情について,

騎士領プルシェンシュタインの他の領民が彼から既に獲得したもの、あるいは、獲得するであろうものを、彼が自分たちにも問題なく与えるつもりである、との保証である。これ〔この保証〕は、償却〔交渉〕の開始に際して彼の全権委員、〔騎士領〕プルシェンシュタインの前の地代管理役ケーラー（Köhler）が自分たちに確約したからであり、最初からこの問題を騎士領領主と争わないように、自分たちを勧め動かしたのは、これだけであったからである。

しかし、……〔騎士領所有者〕は、要求された約束を述べることもできないし、以前に述べさせたこともない、と返答した。償却〔交渉〕の開始に際して自分が全権委員、地代管理役ケーラーに指令した確約は、償却の対象だけに係わっていた。それについて自分は残念ながら数人の領民と争っている。そして、〔確約は〕本協定第11条に詳細かつ確定的に規定されている。自分はこの規定に立ち止まり、要求された約束を今一度拒否する、と。

これから別れる（hierüber auseinanderzukommen）ために、出席した提議者たちは次のように述べた。すなわち、（a）四季税について徴収される収入役手数料の支払い、（b）漁業用の水、（c）糾問の費用、（d）売り台の脂肪、（e）保護金、（f）〔抵当〕認可料⁽²⁾、および、その他の苦情について、自分たちが当地の騎士領領主を法的に告訴する権利、また、このような苦情についての自分たちの自然的自由を法的に追求する〔権利〕が、今日提示された協定への署名によって少しも損なわれなければ、自分たちはそれに署名する、と。

彼らがそのような訴えによって自分に対して法的にうまくやれる、と信じているならば、今日提示された償却協定への彼らの署名に基づいて、彼らの訴えの適法性に異議を唱えるつもりはない、と……〔騎士領所有者〕は言明した。そこで、出席した提議者たちは署名事務の短縮化のために、〔ザイフェン〕村長 F. F. アウグスティン〔協定番号52〕、 $\frac{1}{4}$ フーフエ農 G. F. ヒーマン（ハイデルベルク）〔同5〕、 $\frac{1}{2}$ フーフエ農 G. F. L. ハウシュタイン〔ザイフェン〕〔同47〕、ウンターハウス所有者 J. W. ウルブリヒト〔同55〕、オーバーハウス所有者 K. G. ライスナー〔同12〕と「耕地」所有者 G. F. クルーゲ（ディッターズバッハ）〔同75〕を彼らの中から〔選び〕、以下を委託した。彼ら〔全権委任者たち〕が自分たちに代わって協定に署名し、彼らの署名によってそれ〔協定〕を合法的に承認することを。

選出された全権委任者たちはこれを承諾した。……〔騎士領所有者〕は、提議者たちが彼に対して請求権の追求を留保して、それを暗黙に承認したことに抗議した。そこで彼ら〔全権委任者たち〕は再び立ち止まった。しかし、当事者双方はその後、作成された償却協定を承認して、提示された4部に自分と委任者のために署名し、その確認を願った。

それについてこの議事録が起草・朗読され、承認・署名された。（2人の特別〔償却〕委員、権利者と義務者が署名した）

ザイフェンにて1840年9月21日

集会（Termin）の終了後、以下が書き留められるべきである。G. F. ヒーマン、協定番号23、妻 E. K. ケンペ、同51……、J. I. ベーア、同56、E. F. グレーザー、同62と T. F. ビルツ、同67は、適切に手交された召喚状に應ぜず、本日の集会に欠席した。

召喚状でなされた予告に従って、本協定は彼らに関しては、抗命を理由として、承認された、と見なされた。

さらに、署名〔集会〕議事録にはザイフェン村長 F. F. アウグスティンが、名前を書けない人の名前を書いた、……

この協定を全国償却委員会、シュピッツナーは同年同月30日に承認した。全国委員会による本協定第11条末尾への追加は、本稿第4－第6節で言及したものと同一である。

1840年9月21日午前にザイフェンの世襲村長宅で始まった償却協定署名集会在、何時に始まり、何時に終わったか、は記録されていない。ノイハウゼンなど3村の集会是同月11日午前8時に始まり、午後4時に終わった（本稿第6節，pp.94, 96）。本節の集会所も相当の時間を要したであろう。二つの集会の討議内容は似通っている。42年9月6日のクラウスニッツ村集会是朗読だけで4時間を要した。ここでは、上記2集会所の議題の一部が議論された（次節参照）。

〔注1〕 GK, Nr. 2027, Frohnablösungsrezeß vom 21./30. Septbr. 1840 zwischen dem Rittergut Purschenstein bei Nossen und den Einwohnern zu Seiffen. なお、この協定は賦役償却協定と題している。償却の対象は第2条に規定されており、その主要なものは、確かに連畜賦役（a）と各種手賦役（b）-（i）である（ただし、錫精錬所への「さまざまな賦役」（g）には連畜賦役が含まれていたかもしれない）。しかし、賦役ばかりではない。亜麻播種貢租（k）、羊放牧権（l）、5人の現物貢租（m）、1人の世襲貢租（n）、それに、（i）では、借家人について賦役とともに貢租（狩猟金と世襲貢租を除く）も、償却された。

〔注2〕 ザイフェンは1830年秋に請願書を提出しなかった。しかし、領主裁判所長が参加した、平穏な集会所で住民は狩猟（賦役）金、城の清掃、道路建設、薪不足などについて苦情を述べた。松尾 2001, p.46. 請願書を1848年5月28日に提出した30農村自治体と、49年2月14日に提出した6農村自治体には、ザイフェン村が含まれる。1840年9月21日の償却協定署名集会所の討議事項と関連する、両請願書の内容は本稿第6節（1）（注5）を参照。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は序文から義務者全員の氏名と不動産を示す。〔 〕は協定番号、〈 〉は保険番号である。Oberhaus はオーバーハウス、その所有者 Oberhäusler はオーバーハウス所有者と訳し、Unterhaus はウンターハウス、その所有者 Unterhäusler はウンターハウス所有者と訳した⁽¹⁾。Haus- und Feldwirtschaft は「家屋・耕地」と訳した。序文でこのように記されている義務者のうち、〔68〕と〔71〕は第1条で Haus- und Feldgrundstück と記されている。そのために後者も「家屋・耕地」とした。償却義務者が所有する Rittergutsfeld は、「耕地」と訳した。共有者については原則として筆頭者の氏名のみを記した。前所有者の氏名と「耕地」の購入時期は省略した。免税耕地は単に「耕地」とした。

第1表 義務者全員の氏名と不動産

〔1〕 Carl August Steinert（世襲村長地〈1〉）

$\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈2〉, (b) 「耕地」

〔2〕 未亡人 Johanne Christliebe Kluge と子供 ((a)

〔3〕 Christian Friedrich Vogel（ウンターハウス

- <123>
- [4] Gottlieb Friedrich Hänig ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <3>)
- [5] Gottlieb Friedrich Hiemann (ハイデルベルク) ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <4>)
- [6] Carl Friedrich Ulbricht ($\frac{3}{16}$ フーフエ農地 <5>)
- [7] Christian Friedrich Müller (ハイデルベルク) ((a) $\frac{1}{16}$ フーフエ農地 (家屋なし), (b) 「耕地」)
- [8] Wilhelm Heinrich Biermann (「家屋・「耕地」」 <6>)
- [9] Johann Traugott Glöckner (「家屋・「耕地」」 <7>)
- [10] Johann Gotthelf Schirmer (ウンターハウス <9>)
- [11] Carl Heinrich Einhorn ((a) 「家屋・「耕地」」 <11>, (b) 「耕地」)
- [12] Carl Gottlob Leißner (オーバーハウス <12>)
- [13] Ehrenfried Leberecht Hänig (ウンターハウス <13>)
- [14] Gotthelf Friedrich Neuber jun. (ウンターハウス <14>)
- [15] Johann Gottfried Wolf (ウンターハウス <15>)
- [16] Christian Friedrich Schramm (ウンターハウス <16>)
- [17] Christian Friedrich Hiemann (ウンターハウス <17>)
- [18] Gotthelf Friedrich Schneider ((a) ウンターハウス <18>, (b) 「耕地」)
- [19] Wilhelm Friedrich Fischer (ウンターハウス <21>)
- [20] Christian Gottlieb Müller (ウンターハウス <23>)
- [21] 妻 Johanne Sophie Leister (ウンターハウス <24>)
- [22] Samuel Gottlieb Ehnert (ウンターハウス <25>)
- [23] Gotthelf Friedrich Hiemann (「家屋・「耕地」」 <26>)
- [24] Traugott Friedrich Ulbricht (オーバーハウス <28>)
- [25] Traugott Leberecht Heinrich ($\frac{1}{8}$ フーフエ農地 <31>)
- [26] Samuel Gotthelf Glöckner (ウンターハウス <32>)
- [27] Christian Gottlieb Kaden ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地⁽²⁾ <33>)
- [28] Samuel Gottlob Ruscher (ハイデルベルク) ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地)
- [29] Carl Gottlieb Helbig (「家屋・「耕地」」 <34>)
- [30] Johann Traugott Hiemann (「家屋・「耕地」」 <36>)
- [31] ザイフェン教区 (代表者は2人の村長, ザイフェンの Ferdinand Friedrich Augustin とハイデルベルクの Carl Gottlieb Neuber) ($\frac{9}{20}$ フーフエ農地 <37>)
- [32] Carl Gottlob Schönherr ($\frac{1}{20}$ フーフエ農地 (家屋付き) <100>)
- [33] Carl Friedrich Hiemann (ウンターハウス <38>)
- [34] Traugott Leberecht Krönert (ウンターハウス <39>)
- [35] Gotthelf Friedrich Fichtner (オーバーハウス <40>)
- [36] Gottlieb Friedrich Hiemann (ウンターハウス <41>)
- [37] Samuel Friedrich Stephani (ウンターハウス <42>)
- [38] Gotthold Friedrich Kempe jun. (ウンターハウス <43>)
- [39] 未亡人 Henriette Gottliebe Glöckner (オーバーハウス <44>)
- [40] Gottlieb Fürchtegott Ludwig (ウンターハウス <45>)
- [41] Christian Friedrich Müller ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <46>)
- [42] 妻 Susanne Therese Richter (ウンターハウス <47>)
- [43] Wilhelm Friedrich Kaden と妻 Caroline Christliebe Scherwenk⁽³⁾ (ウンターハウス <48>)
- [44] 妻 Johanne Christliebe Egert (ウンターハウス <49>)
- [45] Gotthold Friedrich Ulbricht (ウンターハウス <50>)
- [46] Friedrich Gottlob Fischer (ウンターハウス <51>)
- [47] Gottlieb Friedrich Leberecht Haustein ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <52>)
- [48] Carl Wilhelm Müller ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <53>)
- [49] Gotthelf Friedrich Kempe (ウンターハウス <54>)
- [50] 未亡人 Christiane Caroline Gläser と子供 (オーバーハウス <55>)
- [51] 妻 Esthee Caroline Kempe ($\frac{1}{2}$ オーバーハウス <56>)
- [52] Ferdinand Friedrich Augustin (ウンターハウス

- <60>
- [53] Johanne Juliane Müller (ウンターハウス <66>)
- [54] Wilhelm Friedrich Müller ($\frac{2}{3}$ オーバーハウス <67>)
- [55] Johann Wilhelm Ulbricht (ウンターハウス <68>)
- [56] Johann Israel Beer (ウンターハウス <69>)
- [57] Samuel Friedrich Gläser (ウンターハウス <70>)
- [58] Julius Fürchtegott Reuther (ウンターハウス <72>)
- [59] Traugott Leberecht Steinert (ウンターハウス <73>)
- [60] Ehregott Leberecht Kirschen (ウンターハウス <74>)
- [61] Gotthelf Friedrich Heinrich ($\frac{1}{3}$ オーバーハウス <77>)
- [62] Ehregott Friedrich Gläser (「家屋・「耕地」」 <78>)
- [63] Carl Gottlob Uhlig (オーバーハウス <79>)
- [64] C. F. Müller (41と同じ) ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <84>)
- [65] Christian Friedrich Dippmann (「家屋・「耕地」」 <85>)
- [66] Gotthelf Friedrich Kaden (「家屋・「耕地」」 <86>)
- [67] Traugott Friedrich Bilz (「家屋・「耕地」」 <87>)
- [68] 妻 Christiane Eleonore Steinert (「家屋・「耕地」」 <88>)
- [69] Gotthelf Friedrich Lorenz (「家屋・「耕地」」 <91>)
- [70] Gottlieb Wilhelm Herrmann ($\frac{1}{2}$ オーバーハウス <99>)
- [71] Johann Gottlieb Langer (「家屋・「耕地」」 <103>)
- [72] Gotthelf Friedrich Müller (ハイデルベルク) (「耕地」)
- [73] Traugott Friedrich Kaden (ニーダーザイフェンバッハ) (「耕地」)
- [74] Samuel Gottlob Lorenz (ハイデルベルク) (「耕地」)
- [75] Gotthelf Friedrich Kluge (デितターースバッハ) (「耕地」)
- [76] Christian Friedrich Dippmann (ザイフェン) (「耕地」)

第2表は序文（第1表）に基づいて、保険番号を協定番号と対照させたものである。

第2表 保険番号・協定番号対照表

<1> = [1] ; <2> = [2] ; <3> = [4] ; <4> = [5] ; <5> = [6] ; <6> = [8] ;
 <7> = [9] ; <9> = [10] ; <11> = [11] ; <12> = [12] ; <13> = [13] ; <14> = [14] ;
 <15> = [15] ; <16> = [16] ; <17> = [17] ; <18> = [18] ; <21> = [19] ; <23> = [20] ;
 <24> = [21] ; <25> = [22] ; <26> = [23] ; <28> = [24] ; <31> = [25] ; <32> = [26] ;
 <33> = [27] ; <34> = [29] ; <36> = [30] ; <37> = [31] ; <38> = [33] ; <39> = [34] ;
 <40> = [35] ; <41> = [36] ; <42> = [37] ; <43> = [38] ; <44> = [39] ; <45> = [40] ;
 <46> = [41] ; <47> = [42] ; <48> = [43] ; <49> = [44] ; <50> = [45] ; <51> = [46] ;
 <52> = [47] ; <53> = [48] ; <54> = [49] ; <55> = [50] ; <56> = [51] ; <60> = [52] ;
 <66> = [53] ; <67> = [54] ; <68> = [55] ; <69> = [56] ; <70> = [57] ; <72> = [58] ;
 <73> = [59] ; <74> = [60] ; <77> = [61] ; <78> = [62] ; <79> = [63] ; <84> = [64] ;
 <85> = [65] ; <86> = [66] ; <87> = [67] ; <88> = [68] ; <91> = [69] ; <99> = [70] ;
 <100> = [32] ; <103> = [71] ; <123> = [3]

第3表は第1条から各義務者の償却年地代（A）と一時金額（B）のみを示す。これらは、第4・第5条によって、旧貨幣制度に基づく。

第3表 各義務者の償却年地代・一時金額

[1] (A)年地代 2 T 3 G7.5P	5 P
[2a] (A)年地代 3 T 5 G0.85P	[32] (A)年地代-T 6 G7.96P+(B)一時金1T 6 G 2 P
[2b] (B)一時金 2 T 9 G 5 P	[35] (A)年地代-T 2 G-P+(B)一時金16T16G-P
[3, 10, 13-16, 18a, 19-22, 26, 33, 34, 36-38, 40, 42-46, 49, 53, 55-60] (A)年地代-T15G 2 P	[39] (A)年地代 1 T 4 G10P
[4] (A)年地代 2 T23G10.6P	[41] (A)年地代 3 T-G7.975P
[5] (A)年地代 2 T18G7.6P+(B)一時金6T18G6P	[47] (A)年地代 3 T 3 G5.16P
[6] (A)年地代 2 T 7 G7.375P	[48] (A)年地代 2 T18G7.6P+(B)一時金8T6G10P
[7a] (A)年地代 1 T 5 G7.9P	[51, 70] (A)年地代-T13G 8 P
[7b] (B)一時金 5 T 8 G 2 P	[52] (A)年地代-T17G 2 P
[8] (B)一時金 2 T 9 G-P	[54] (A)年地代-T18G2.66P+(B)一時金-T12G 6 P
[9] (B)一時金-T 6 G 3 P	[61] (A)年地代-T 9 G1.33P
[11] (B)一時金 1 T15G10P	[62] (B)一時金 2 T 8 G 3 P
[12, 24, 50, 63] (A)年地代 1 T 3 G 4 P	[64] (A)年地代 2 T18G7.6P+(B)一時金5T9G8P
[17] (A)年地代-T18G 2 P	[65] (B)一時金-T19G 2 P
[18b] (B)一時金-T 1 G 7 P	[66] (B)一時金-T13G 8 P
[23] (B)一時金 1 T 1 G-P	[67] (B)一時金-T12G 6 P
[25] (B)一時金-T21G11P	[68] (B)一時金-T 7 G 2 P
[27] (A)年地代 1 T15G6.8P	[69] (B)一時金-T 3 G 2 P
[28] (A)年地代 1 T 9 G3.8P+(B)一時金7T19G6P	[72] (B)一時金 2 T11G 5 P
[29, 71, 76] (B)一時金-T 9 G 5 P	[73] (B)一時金 1 T 4 G 2 P
[30] (B)一時金-T17G 2 P	[74] (B)一時金-T 9 G 9 P
[31] (A)年地代 2 T11G11.64P+(B)一時金11T17G	[75] (B)一時金-T 6 G 3 P
	合計(A)年地代61T 9 G8.35P+(B)一時金82T22G 8 P

第4表 一時金換算年地代・一時金合計額

(1) 年地代	61T 9 G8.35P \div 61T 9 G	{1,534T 9 G \div 1,534AT}	<95%>
(2) 一時金		{82T22G 8 P \div 82AT}	<5%>
(3) 合計額		{1,616AT}	<100%>

一時金換算年地代と一時金の合計額のうち、95%が年地代によって、5%が一時金によって償却された。本協定は、賦役の償却を主要な対象としていたけれども、第2条によれば、賦役の他に現物貢租、貨幣貢租と放牧権も償却した⁽⁴⁾。しかし、償却一時金合計額に占める各種目の割合は不明である。

(注1) 本協定のオーバーハウスとウンターハウスが、そして、オーバーハウス所有者とウンターハウス所有者がどのように異なるか、は不明である。なお、(1)オーバーハウスについては、協定番号 [54], [61] と [70] のように、部分所有者も存在する。(2)協定番号 [18] はウンターハウスと「耕地」を所有する。

(注2) 原文ではこの不動産は、「分割された $\frac{1}{2}$ フーフエ農地の主農場 (Stammgut)」である。そして、次項 [28] は、上記農場から分割された $\frac{1}{4}$ フーフエ農地である。そのために、[27] は $\frac{1}{4}$ フーフエ農地と考えられる。

(注3) 第1条(第3表)によれば、2人の共同所有者は償却地代を共同で負担するけれども、共同所有者の関係は明記されていない。後者の女性、妻 C. C. シェルヴェンクは前者 W. F. カーデンの姉妹ではなからう

か、後者の女子後見人として「彼女の夫」クリストリープ・フリードリヒ・シェルヴェンク（Christlieb Friedrich Scherwenk）が記されている。
 （注4）本節(1)（注1）をも参照。

第9節 全国償却委員会文書第3700号

(1) 賦役・貢租・放牧権償却協定

これは第3700号文書、「フライベルク近郊の騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダとクラウスニッツの住民との間の、1842年9月6日／11月8日／1843年3月3日の償却協定⁽¹⁾」である。

一方の被提議者、……世襲・自由地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……と他方の提議者、クラウスニッツの、下記の農民地、「耕地」、家屋と借家人家屋の……所有者（全員の氏名と不動産は後出第1表）は以下の償却について協定した。——特別〔償却〕委員は前節と同じである。

第1条. 本契約第2条に従って廃止される、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの権限に対して第2の契約当事者、G. F. ヴィルト〔協定番号1〕と仲間たちは、各人の土地から騎士領プルシェンシュタインに支払う、以下の償却年地代と一時金支払い（14ターラー鑄貨率換算、後出第3表）を引き受けた。それは、審議の過程で作成され、審査のために当事者双方に提出され、確定され、承認された、詳細に亘る計算の基準に従っている。なお、協定序文番号15の「耕地」所有者〔(b)と(c)〕はその地代額を主農場〔15(a)〕に支払う。

第2条. それに対して……〔騎士領所有者〕はこれらの地代・一時金支払いの承諾を受け入れ、自身と騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの後継所有者のために、次のように厳かに言明した。第1条で述べられた償却額の引き受けに対して、

(a) 第2の契約当事者に含まれるフーフエ農は、順番制猟獣運搬賦役ばかりでなく、残りのすべての狩猟賦役をも例外なく、また、

(b) 小屋住農……J. H. キュマー、保険番号4〔協定番号59〕は、その家屋に課されていた〔賦役〕、すなわち、賦役〔義務〕者の整理と小物・中物猟獣⁽²⁾の運搬でもって従来返済されていた走り使いを、
 免除される。また、

(c) 提議者の農民地、家屋と借家人家屋に課され、騎士領プルシェンシュタインの世襲台帳に基礎を持ち、その後の1737年……、1785年……と1791年……の3賦役協定⁽³⁾によって修正され、大部分は撤回可能な賦役代納金として定められた〔賦役〕と、これらの契約の作成後に別に取り決められ、あるいは、伝来してきた各種賦役、それとともに、これらの一部に対して従来、毎年支払われてきた、解除可能な賦役代納金、および、

(d) 第2の契約当事者の中の数人が従来その所有地から騎士領に納付すべきであった穀物貢租（パン穀物とライ麦）、

は永久に消滅する。さらに、

(e) 騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの羊は、耕地を所有する (feldbegüterten)、第2の契約当事者の土地で再び放牧されず、第7条 [第6条の誤記である] に従って当分留保される牧道権の廃止の後では、再び追い立てられない。最後に、

(f) 各人がその農地で他人のために亜麻を播く際に、1フィアテルの亜麻について雌鶏1羽あるいは20グルデン鑄貨率 [の鑄貨] で1G9Pの亜麻播種貢租はもはや支払われず、……完全に廃止されるべきである、と。

第3条。…… [騎士領所有者] は自身と騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの将来の所有者のために、第2の契約当事者が上記の騎士領にこれまで毎年支払うべきであった貨幣貢租について、一部は、第1条で同意された一時金支払いによって償還された、と認め、大部分は無償で免除した。ただし、[領主は] (A) 彼ら [第2の契約当事者] の人身的貢租と、[騎士領] 領主の譲渡地 (Laßgrundstücke) に対する譲渡地貢租 (Laßzinsen)、(B) 従来の貢租・賦役代納金の残金および (C) 以下の貨幣貢租 (後出第4表) の更なる徴収を、承認されているように、留保した。

[彼は] さらに、第2の契約当事者に以下の確約 (これを彼らは受け入れた) を与えた。彼の当地領民の中の他の者が協定あるいは訴訟によって同じ賦役を一層低い地代で償却する場合には、彼らが引き受けた償却年地代を [彼は] この低い額に引き下げ、その期間に地代として支払われた超過額を、[騎士領] 領主が彼らに返済する、と。しかし、これについて例外がある。すなわち、(a) $\frac{1}{8}$ フーフエ農 T. F. シュナイダー、保険番号14、協定番号5、(b) 序文に番号9で挙げられた、 $\frac{1}{5}$ フーフエ農地の共同所有者 C. G. シュレーゲル、K. F. グレックナーと J. G. ヴェルツナー、(c) [協定] 番号10の「耕地」所有者 J. C. フィッシャー⁽⁴⁾、ここに記された土地についてのみ、(d) $\frac{3}{4}$ (誤記。 $\frac{1}{2}$ である — [特別償却] 委員ヘフナー) フーフエ農 C. G. ヘルクロツ、保険番号69、協定番号22、(e) 協定序文に番号32aと32bで挙げられた「耕地」所有者 G. F. ミュラーと E. W. シュミット⁽⁵⁾、(f) G. L. エルラー、保険番号87、協定番号89、(g) A. F. イーレ、保険番号84、協定番号90、(h) C. G. ミュラー、保険番号83、協定番号91、(i) S. F. ミュラー、保険番号82、協定番号92であり、彼ら [の地代] については確約されない。

償却年地代が第9条に従って現在の額で地代銀行に委託されることを考慮して、その引き下げは、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの時々の所有者が年地代の引き下げ額の25倍を現金で支払い、これによって減少額を地代支払者に与える、という形で行なわれるべきである。

第4条。第2の契約当事者は、第3条に含まれる確約に彼らが係わる限り、それを受け入れたばかりでなく、それを本契約の一条件であり、その容認だけが彼らを動かして、それ [契約] に同意させた、と指摘した。

本契約の第1条で同意され、第9条によって明白に [地代銀行に] 委託される地代の減額という、第3条に前提されている場合が生じて、[地代の] 引き下げが一時金支払いによってもたらされない限り、地代を課された土地の所有者に対して、地代銀行が地代全額の継続支払いを請求し続けることを、彼らは周知のこととして、受け入れた。

しかし、第3条に従って地代の減額のために騎士領領主から与えられる一時金額は、地代銀行に支

払われるべき地代が、前もっての通知の後で義務者のためにそれだけ (in tantum) 償却されるように、用いられるべきである。この一時金支払いは地代銀行にあっては、4Pでもって残りなく割り切れる地代償却が、可能である金額において行なわれねばならない。そのために、騎士領領主の支払う一時金額がこの額に達しない場合には、不足分は義務者によって調達される。

第5条. 当事者双方の意志に従って本契約の実施は既に開始された。第2条で償却された権限は、1837年末に廃止され、第1条で同意された償却地代は、1838年初に回転し始めた。1837年の放牧権妨害に対しては補償金が規定され、追加払いされた。これ [補償金] は、羊放牧権のために同意され、……計算された償却地代の年額である。

一時金支払いによって償却される確定貨幣貢租の廃止に関しては、第1条の(a) 1, 13, 20と62……および(b)……39, 42, 47, 54, 55と85……の償却一時金の完済まで、権利者は貢租とその対物的権利の継続を、また、1838年初以後、前者 [貢租] の支払いに代わる一時金に対して、年4%の利子を留保し、償却する者もこの留保を承認した [1838年聖ヨハネ祭とクリスマスに上記(a)は半額ずつ、(b)はほぼ半額ずつ支払う。(b)についての詳細は省略]。また、第1条の89-91に記された者から、1839年の聖マルティン祭とクリスマスに半額ずつ支払われる償却一時金と、92に記された者から、1840年聖ヨハネ祭に支払われる償却一時金については、1839年初から全額の精算まで年4%の利子を [権利者は] 約束され、受け取った。

第6条. 耕地を所有する、第2の契約当事者の耕区における羊放牧権がこれによって1837年末に消滅したにも拘わらず、クラウスニッツの牧道 (Triftzuge) にある、その他の農民耕区で騎士領ブルシェンシュタインが羊放牧権を行使する限り、彼ら [第2の契約当事者] は、牧道と接した、彼らの土地で、それ [騎士領] の羊群に対して、必要な牧道権を許さねばならない。しかし、それに対しては、それに利用される土地1シェッフエル当たり、年2G6Pの補償が騎士領から受領されるべきである。

第7条. [対物的負担としての償却地代——省略]

第8条. [14ターラー鑄貨率の鑄貨による年地代の支払時期——省略]

第9条. [すべての年地代の地代銀行委託——省略]

第10条. [地代端数の償還時期——省略]

第11条. [地代銀行委託額・地代端数・委託地代関連法規——省略]

第12条. [償却費用の分担——省略]

第13条. [同文4部の償却協定——省略]

クラウスニッツにて1842年9月6日および11月8日——106ページは本協定第1条の最初を示す。

同年9月6日の協定署名集会議事録。

騎士領所有者とクラウスニッツの世襲村長 G. F. ヴィルト [協定番号1] は、2人の [特別償却] 委員の立ち会いの下で世襲村長宅において本協定を承認し、署名した。以上が要旨である。

他の償却義務者の協定署名集会は2日後に開かれた。その議事録は次のとおりである。

クラウスニッツにて1842年11月8日

作成された償却協定を承認するために、召喚状に従って本日午前、当地の世襲村長宅に当地のフーフエ農、「耕地」所有者、小屋住農と借家人家屋所有者、K. G. ゲームリヒ [協定番号] 2ほか88人 [筆頭者以外の氏名・番号は省略。ただし、その中の43と46については「出席せず」の、13, 14, 52 (フリードリヒ・ユーリウス・ツィースラー⁶Friedrich Julius Zießler) と93については「認定されず」の、88については「署名せず」の、注記がある。30b, 72と96の注記は判読できない] が集まり、名乗り出た。彼らは……協定番号を記録され、出席と記された。

作成された償却協定が一語一語ゆっくりと、そして、はっきりと、出席者に朗読された。4時間を費やして、協定の個々の条文の内容と効果が説明され、それについてのあらゆる質問が最大限の明瞭さでもって回答された。その後、彼ら [出席者] 全員は、協定をすべての点で理解し、正確に把握した、と明言した。

しかし、[協定番号] 5のT. F. シュナイダー、7, 8, 18, 22-24, 29, 37, 38, 40-42, 44, 45, 47-49, 50/51, 57, 61, 63, 68-70, 73, 74, 76-78, 84, 95, 96, 99-101, 103と105 [筆頭者以外の氏名省略]、および、[以下は氏名なしで番号のみ] 16と86 [合計40人] は、[協定の] 承認を拒んだ。当地の法律顧問 (Syndicat) が…… [騎士領所有者] に対してフライベルク特別管区で行なっている、賦役代納金と放牧権についての訴訟の結果を彼らは待っているからである。また、T. F. シュミット、協定番号42に関しては、彼はその償却一時金を既に払い込んでおり、今しがた朗読された協定に、その内容に反して抗議する必要がないからである。

それに対して、前段の議事録に出席と記されたクリスティアン・ゴットロープ・ミュラー、協定番号43とクリスティアン・ゴットロープ・ミュラー、協定番号46は、尋ねてみると、出席していない、と分かった。そして、許されておらず、認定されてもいない全権委任者が二人と称していた。最後に、

K. G. ゲームリヒ、協定番号2とクリスティアン・ゴットロープ・ミュラー、協定番号91は協定の署名の前に、そして、それについての説明が求められる前に、[特別償却] 委員のところから立ち去った。しかも、ミュラーは、自分勝手に立ち去る場合には、抗命を理由として、彼は協定を承認した、と見なされる、と訓戒されたにも拘わらず、である。

協定の署名を拒んだT. F. シュナイダー [協定番号5] と仲間たちは、そこで以下を通知された。彼らの拒絶は、本題を外れた [根拠、また、] 作成された協定の法的有効性に係わらない根拠に基づくので、それは容認されないこと、そして、それ [拒絶] にも拘わらず、協定は彼らに対しても法的拘束力を持つこと、署名の拒絶はその承認を妨げないことを。

この通知は、それがこの議事録に記されているように、彼らに対して口頭で与えられ、朗読された。

契約当事者のこの部分が……立ち去った後、J. G. ヘルクロツ、協定番号16も現れて、協定の署名を拒絶し、それに対してT. F. シュナイダーおよび仲間たちと同じ通知を得た。その後、G. F. ヴァーグナー、協定番号62、保険番号131が現れた。再びT. F. シュナイダー、協定番号5が現れ、自分は考えを変えて、協定に署名する、と述べた。

彼らとその他の出席者は、朗読された協定をすべての条文について今一度承認して、正当と認めたと。指名された全権委任者は、次のように述べた。

(1) ゴットホルト・フリードリヒ・ヴェルナー (Gotthold Friedrich Werner), 協定番号30b に関して、協定に30b として記されている A. F. ヴェルナーは、そこに記録されている土地を所有しておらず、彼の売買[契約書]が承認された時に、土地購入権を父ヨハン・フリードリヒ・ヴェルナー (Johann Friedrich Werner) に譲渡したが、後者は死亡した。その遺産のこの土地を G. F. ヴェルナーは購入するであろう。

(2) J. R. F. モルゲンシュテルン [協定番号75] は、……第3条に留保された Gestiftzins, 11G 6 P について彼が申し出た異議を、次のことに限定した。この Gestiftzins は彼の家屋ではなく、以前そこにあり、1820年に強制競売され、現在では当地のカルル・ゴットロープ・キュマー (Karl Gottlob Kümmer⁽⁷⁾) に属する土地に課されている。彼 [モルゲンシュテルン] は少なくとも、それを調査する [権利] を留保する。しかし、それ [貢租] の年額が 5 G 8 P だけである、と彼はもはや主張しない。

(3) 妻 J. C. C. ミュラー [協定番号36] と夫……は、…… [騎士領所有者] が第3条で留保している製材水車貢租 4 T 3 G 3 P を承認する前に、……根拠として引用されている、1781年……のディップマン (Dippmann) の承認文書の閲覧を条件とする。

その後、償却協定承認への留保(2)と(3)は、約定された地代に係わらないから、障害にはならないので、作成された協定4部が署名のために提出され、関係者が署名した。その場合、文字を書けない人はそれを仲間の F. J. ツィースラー⁽⁶⁾ (Zießler) に明確に委託し、自分の名前に十字3個を自ら記した。

それについて、この議事録が起草され、朗読され、承認され、署名された。

2人の [特別償却] 委員はずっと同席した。

この議事録には同日付けの追記がある。

クラウスニッツにて1842年11月8日

さらに、以下を書き留める必要がある。協定の署名の前に C. F. ノイベルト、協定番号86は、上記 [協定署名集会] 議事録に記された訴訟が、フライベルク特別管区で終結するより前には、協定に署名しない、と述べた [。しかし]、拒絶の理由が償却協定の法的有効性に向けられたものでないので、彼の拒絶にも拘わらず、協定は彼に対して法的拘束力を持ち、彼の署名が欠けていることは、協定の承認を妨げない、との決定を [彼は] 受け取った。

G. F. ヴァーグナー、協定番号62も、協定の署名のために名を呼ばれた時に、自分勝手に立ち去った。協定番号 3, 27b, 39, 43, 46, 53, 56, 71, 98, 102と104 [氏名省略] は、召喚状にも拘わらず、また、全権委任者がその適切な送達を確言したけれども、集会に出頭しなかった。それに対して、G. カーデン、協定番号94は死亡し、彼の遺族は遺産相続について何も決定しておらず、むしろ破産の開始が恐れられる、との届け出がなされた。

ここに報告として朗読され、承認され、2人の [特別償却] 委員によって署名される。

その後に記録された、1842年12月1日と43年5月23日の追加は省略する。

プルシェンシュタイン城のシェーンバルク家裁判所にて1843年1月12日……

クラウスニッツの償却問題について昨年11月20日付けで貴下より我々に発せられた要請に従って、我々は以下を謹んで通告します。現在、

(1) ゴットロープ・フリードリヒ・カーデン (Gottlob Friedrich Kaden) は [農民] 地、新保険番号 37 [協定番号14] と、C. G. ケンベがかつて所有していた……「分割地⁽⁸⁾」(Gutsparzelle), [同] 40 [協定番号15b] とを、

(2) F. J. ツィースラー⁽⁶⁾ (Ziesler) は [同] 12 [協定番号52] の家屋を、

(3) ヨハン・ゴットロープ・ミュラー (Johann Gottlob Müller) は [同] 83 [協定番号91] の家屋を、

(4) 妻ヨハンネ・クリスティアーネ・イルムシャー (Johanne Christiane Irmsher) は [同] 72 [協定番号93] の [農民] 地を所有する。

次に、[同] 35 [協定番号13] の「水車の土地」の所有者、故 A. F. ケーラーの遺族……は遺産の不動産を今月7日に授封された。

[A. F.] ヴェルナーの分割地⁽⁹⁾ [協定番号30b] について我々は昨年7月26日に報知したが、それは正確でない。その最後の所有者はアウグスト・フリードリヒではなく、ヨハン・フリードリヒ (Johann Friedrich) ・ヴェルナーであった。現在は後者の遺族……が先月21日から所有している。……

[同] 47 [協定番号94] の G. カーデンの遺産について、なお精算されない負債 (Schuldenwesen) が生じたので、クラウスニッツの世襲村長 G. F. ヴィルト [協定番号1] が我々の同意の下に農村自治体全権委任者 (procurator communis) として、審理中の償却事項においても至るところで彼ら [債権者] の利益を守り、とくに、既に完了した協定に署名することを、債権者によって委託された。

最後に、 $\frac{1}{4}$ フーフエ農 C. S. ニツチェ, [同] 41 [協定番号96] は、かつてのツェムリヒ (Zemmrlich) の [農民] 地の一部分の同名の所有者 [協定番号15c] と同一人物である。

昨年11月20日と26日および今月3日のご要請は以上によって解決したであろう。最後に我々は下記の費用の精算を願う。

リヒテンベルク⁽¹⁰⁾ (Lichtenberg) にて1843年1月24日

召喚状に従って本日午前、当地のレーンゲート⁽¹¹⁾ (Lehngut) に……C. G. ミュラー、保険番号18, 協定番号46の後継所有者であるヨハン・ゴットロープ・ミュラー (Johann Gottlob Müller) [など12人] が出頭し、名乗り出た。

…… [出頭した人は協定に署名したが、その中で] 唯一の例外は J. G. ミュラーであり、……上記訴訟の終了以前には、協定の署名と承認を望まなかった。……

しかし、J. G. ミュラーは、彼の拒絶の理由が、彼の前所有者の結んだ協定の法的有効性を変更しないので、彼の拒絶にも拘わらず、協定は、承認されたものとして効力を持ち、彼の署名が欠けていることは、その承認を妨げない、と通知された。……

[経済関係特別償却] 委員メルツァーの面前でミュラーは、彼に対する通知に服するか、それを告訴するか、それとも、何も言わないか、と尋ねられて、差し当たり通知に服さず、告訴もせず、訴訟の終結に執着する、と述べた、……

プルシェンシュタイン城のシェーンベルク家裁判所にて1843年2月9日……

今月1日／5日の貴下の問い合わせに対応して、我々が[本年1月12日の]書簡の(3)で言及した所有変更は、[保険]番号83[協定番号91]ではなく、[保険]番号18[協定番号46]に係わる⁽¹²⁾ことを、我々は謹んで通告します。

この協定を全国償却委員会、ミュラーは1843年3月3日に承認した。

- (注1) GK, Nr. 3700, Ablösungsrezeß vom 6. September u. 8. Nobr. 1842 und vom 3. März 1843 zwischen dem Rittergut Purschenstein mit Sayda bei Freiberg und den Einwohnern zu Clausnitz. ここには償却の対象が記載されていないが、本協定は第2条によれば、賦役、現物貢租、貨幣貢租、放牧権などを償却した。——クラウスニッツ村は1830年10月30日に請願書を提出した。松尾 2001, pp.111-118. 同村は1848年5月28日の30村請願書、49年2月12日の10村請願書と49年2月14日の6村請願書に署名している。松尾 2001, pp.181, 186, 191.
- (注2) 狩猟権は大物・中物・小物狩猟権に3分されていた。大物猟の対象は鹿など、中物猟のそれは猪など、小物猟は狐などであった。Römer 1788, S.780, 783; 拙稿, 「九月騒乱期における騎士領プルシェンシュタイン……の請願書」, (1), 1980, p.171.
- (注3) 1737年, 85年と91年の3賦役協定について, 1830年の請願書の中でフリーデバッハ村は「1737年以後の革新」の完全な廃止を請願している。松尾 2001, p.79.
- (注4) ここでは「耕地」所有者と記されている。しかし, 第1条(後出第1表)で協定番号10の不動産は $\frac{1}{20}$ フーフエ農地である。
- (注5) ここでは「耕地」所有者と記されているけれども, 第1条(後出第1表)で協定番号32bの不動産は $\frac{1}{3}$ フーフエ農地である。
- (注6) 42年11月8日の協定署名集会議事録の冒頭で「認定されず」とされ, かつ, 同日の議事録の末尾で, 名前の代書を委託された人がF. J. ツィースラー (Zießler) である。他方で, プルシェンシュタイン裁判所は43年1月12日付けで, 保険番号12[協定番号52]の家屋所有者がF. J. ツィースラー (Ziesler) である, と回答した。したがって, 保険番号12の家屋の所有者は, 本協定の協定番号52として記録された未亡人C. C. ヴィルストルフから, 協定署名段階にはF. J. ツィースラー (Zießler あるいは Ziesler) に移っていた。
- (注7) K. G. キュマーは本協定に記録されていない。
- (注8) この「分割地」は第1条(後出第1表)では「耕地」とされている。
- (注9) この「分割地」は第1条(後出第1表)では $\frac{1}{24}$ フーフエ農地である。
- (注10) リヒテンベルクは, フライベルク市参事会が所有する村落の中で最大のものであり, ここには世襲村長地 (Erbgericht) があり, それは旅館を兼ねていた。August Schumann/Albert Schiffner, *Vollständiges Staats-Post- und Zeitungs-Lexikon von Sachsen*, Bd. 17, Zwickau 1830, S. 863-864. 同村には, 旅館を兼ねる受封村長地 (Lehngericht) があった。Albert Schiffner, *Handbuch der Geographie, Statistik und Topographie des Königreichs Sachsen*, Bd. 2, Leipzig 1840, S. 623.
- (注11) このレーゲートは前注から世襲村長地=受封村長地, あるいは, 同所の旅館を意味するであろう。さらに, 本稿第1節, (2), (注1)を参照。
- (注12) 本協定において協定番号46[保険番号18]の義務者と協定番号91[保険番号83]は同姓同名である。しかし, この通告によればこの同姓同名者は別人である。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は第1条から義務者全員の氏名と不動産を示す。Zubehörは付属地と訳した。第1条でこのように表現されている不動産の多くは、序文において耕地（Feld）と記されている。氏名とともに階層（不動産ではない）を記載した序文が、判読に際して参考にされた。

第1表 義務者全員の氏名と不動産

- [1] Gottlob Friedrich Wirth（世襲村長地〈1〉）〈69〉
- [2] Karl Gottlieb Gehmlich（ $\frac{3}{4}$ フーフエ農地〈3〉）
- [3] 未亡人 Johanne Dorothee Müller（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈8〉）
- [4] Friedrich August Menzer（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈9〉）
- [5] Traugott Friedrich Schneider（ $\frac{1}{8}$ フーフエ農地〈14〉）
- [6] Karl Gottlob Friedrich Göpfert（1フーフエ農地〈16〉）
- [7] Karl Gottlob Voigtmann（1フーフエ農地〈17〉）
- [8] Friedrich Fürchtegott Rupprecht（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈24〉）
- [9] Christian Gottlieb Schlegel, Karl Friedrich Glöckner, Johann Gottlob Wärzner⁽¹⁾（ $\frac{1}{5}$ フーフエ農地）
- [10] Johann Christoph Fischer（ $\frac{1}{20}$ フーフエ農地）
- [11] Gotthelf Friedrich Lippmann（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈31〉）
- [12] 同上（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈34〉）
- [13] August Friedrich Köhler（世襲水車と $\frac{3}{4}$ フーフエ農地〈35〉）
- [14] Karl Gottlieb Kempe（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈37〉）
- [15a] August Friedrich Eckardt⁽²⁾（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地分割後の主農場〈40〉）
- [15b] Karl Gottlieb Kempe⁽²⁾（「耕地」）
- [15c] Karl Samuel Nitzsche⁽²⁾（「耕地」）
- [16] Johann Gottfried Herklotz（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈43〉）
- [17] 妻 Christiane Friederike Erler（1フーフエ農地〈44〉）
- [18] Christian Friedrich Müller（ $\frac{3}{4}$ フーフエ農地〈57〉）
- [19] Traugott Friedrich Merkel（1フーフエ農地〈63〉）
- [20] 同上（水車、 $\frac{1}{4}$ フーフエ農地〈62〉と採草地）
- [21] Christian Gottlob Erler（ $\frac{3}{4}$ フーフエ農地〈68〉）
- [22] Christian Gottlieb Herklotz（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地
- [23] August Friedrich Wagner（ $\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈74〉）
- [24] Christian Gottlob Lohse（ $\frac{1}{4}$ フーフエ農地〈79〉）
- [25] Johann Gottlieb Clausnitzer（ $\frac{1}{4}$ フーフエ農地〈92〉）
- [26] Johann Gottlieb Börner（ $\frac{3}{4}$ フーフエ農地〈95〉）
- [27a] Karl Gottlob Braun（分割後 $\frac{3}{16}$ フーフエ農地〈97〉）
- [27b] Christian Friedrich Dietrich（ケマースヴァルデ）（ $\frac{3}{32}$ フーフエ農地）
- [27c] Karl Gottlieb Hegewald（ケマースヴァルデ）（ $\frac{3}{32}$ フーフエ農地）
- [28] Gotthold Friedrich Müller（ $\frac{3}{16}$ フーフエ農地〔耕作されず〕）
- [29] Karl Gottlieb Anders（ $\frac{3}{16}$ フーフエ農地〔耕作されず〕）
- [30a] George Gottlieb Wiegand（分割後 $\frac{1}{12}$ フーフエ農地）
- [30b] August Friedrich Werner（ $\frac{1}{24}$ フーフエ農地）
- [31a] Carl Gottlob Walther（分割後 $\frac{3}{10}$ フーフエ農地〈105〉）
- [31b] Gottlob Friedrich Kaltofen, August Friedrich Dietrich, Karl Friedrich Hegewald⁽³⁾（ $\frac{1}{5}$ フーフエ農地）
- [32a] Gotthold Friedrich Müller（分離後、「耕地」）
- [32b] Ernst Wilhelm Schmidt（ $\frac{1}{3}$ フーフエ農地）
- [33] Johann Friedrich Göhler（ $\frac{1}{4}$ フーフエ農地〈126〉）
- [34] Johann Samuel Göhler（ $\frac{3}{4}$ フーフエ農地〈129〉）
- [35] Traugott Friedrich Gehmlich（1フーフエ農地〈133〉）
- [36] 妻 Johanne Christiane Concordie Müller（家屋〈38〉）
- [37] Christian Friedrich Müller（家屋〈27〉）
- [38] Karl Gottlob Gehmlich（家屋〈28〉）
- [39] Karl Friedrich Müller sen.（家屋〈26〉）
- [40] Karl Friedrich Müller jun.（家屋〈29〉）

- [41] Christian Gottlieb Richter (家屋 <23>)
 [42] Traugott Friedrich Schmidt (家屋 <22>)
 [43] Christian Gottlieb Müller (家屋 <21>)
 [44] Friedrich Fürchtegott Müller (家屋 <19>)
 [45] Friedrich Fürchtegott Wagner (家屋 <45>)
 [46] Christian Gottlob Müller (家屋 <18>)
 [47] Johann Christoph Fischer (水車⁽⁴⁾ <15>)
 [48] Karl Gottlob Schmieder (借家人家屋 <48>)
 [49] 妻 Christliebe Beckert (家屋 <13>)
 [50] Carl Gotthold Morgenstern (家屋 <49>)
 [51] 同上 ($\frac{1}{8}$ フーフエ農地)
 [52] 未亡人 Christiane Caroline Wilsdorf (家屋 <12>)
 [53] Karl Gottlob Hebert (家屋 <51>)
 [54] Christian Friedrich Müller (家屋 <52>)
 [55] Gottfried Heinrich Wolf (家屋 <53> と御館採草地の一部)
 [56] Traugott Friedrich Gehmlich (家屋 <54>)
 [57] Karl Wilhelm Lippmann (家屋 <7>)
 [58] Traugott Friedrich Matthes (家屋 <55>)
 [59] Johannes Heinrich Kümmer (家屋 <4>)
 [60] Karl August Morgenstern (借家人家屋 <61>)
 [61] Christian Friedrich Kaden (家屋 <134>)
 [62] Gottlob Friedrich Wagner (家屋 <131>)
 [63] Traugott Friedrich Wolf (家屋・付属地 <132>)
 [64] August Friedrich Müller (家屋 <130>)
 [65] Johann George Morgenstern (家屋 <128>)
 [66] Christian Friedrich Wagner (家屋 <124>)
 [67] Adam Traugott Wagner (家屋 <65>)
 [68] 妻 Christiane Dorothee Köhler (家屋 <123>)
 [69] Johann Gottlob Zemmrich (借家人家屋 <121>)
 [70] Traugott Leberecht Neubert (家屋 <66>)
 [71] Karl Gottlieb Thiele (家屋 <119>)
 [72] Gotthold Friedrich Müller (家屋 <67>)
 [73] Christian Gottlieb Lohse (家屋 <118>)
 [74] August Friedrich Schaarschuh (家屋 <117>)
 [75] Johann Reinhardt Friedrich Morgenstern (家屋 <114>)
 [76] Karl Gottlieb Anders (家屋 <113>)
 [77] Friedrich Fürchtegott Ihle (家屋 <70>)
 [78] Friedrich Fürchtegott Lippmann (家屋 <71>)
 [79] 妻 Johanne Caroline Schneider (家屋 <75>)
 [80a] Carl August Hegewald (家屋 <106>)
 [80b] 同上 (林地)
 [81] Christian Friedrich Glöckner (家屋 <103>)
 [82] Karl Gottlob Tottewitz (家屋 <102>)
 [83a] Gotthelf Friedrich Köhler (家屋 <101>)
 [83b] 同上 (林地)
 [84a] Christian Friedrich Dienel (家屋 <98>)
 [84b] 同上 (林地)
 [85] Johann Gottfried Hänel (家屋 <96>)
 [86] Christian Friedrich Neubert (家屋 <80>)
 [87a] Gotthelf Friedrich Herklotz (家屋 <94>)
 [87b] 同上 (林地)
 [88a] Traugott Friedrich Arnold (家屋 <93>)
 [88b] 同上 (林地)
 [89] Gottlob Leberecht Erler (家屋・付属地 <87>)
 [90] Adam Friedrich Ihle (家屋・付属地 <84>)
 [91] Christian Gottlob Müller (家屋・付属地 <83>)
 [92] Samuel Friedrich Müller (家屋・付属地 <82>)
 [93] Johann Samuel Andreas ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <72>)
 [94] Gottlob Kaden (借家人家屋 <47>)
 [95] 妻 Johanne Christiane Matthes (借家人家屋 <122>)
 [96] Karl Samuel Nitzsche ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <41>)
 [97] Gottlob Friedrich Werner ($\frac{3}{8}$ フーフエ農地 <99>)
 [98] Karl Gottlob Müller (借家人家屋 <39>)
 [99] Karl Gottlob Schmerler (借家人家屋 <64>)
 [100] 妻 Christiane Amalie Fischer (借家人家屋 <6>)
 [101] 妻 Johanne Christiane Wolf (借家人家屋 <90>)
 [102] Karl Friedrich Wagner (借家人家屋 <11>)
 [103] Karl Gottfried Müller (借家人家屋 <77>)
 [104] Gotthelf Friedrich Müller (借家人家屋 <20>)
 [105] August Friedrich Morgenstern (借家人家屋 <42>)

第2表は第1条(第1表)に基づいて、保険番号を協定番号と対照させたものである。

第2表 保険番号・協定番号対照表

<1> = [1] ; <3> = [2] ; <4> = [59] ; <6> = [100] ; <7> = [57] ; <8> = [3] ;
 <9> = [4] ; <11> = [102] ; <12> = [52] ; <13> = [49] ; <14> = [5] ; <15> = [47] ;
 <16> = [6] ; <17> = [7] ; <18> = [46] ; <19> = [44] ; <20> = [104] ; <21> = [43] ;
 <22> = [42] ; <23> = [41] ; <24> = [8] ; <26> = [39] ; <27> = [37] ; <28> = [38] ;

<29> = [40] ; <31> = [11] ; <34> = [12] ; <35> = [13] ; <37> = [14] ; <38> = [36] ;
 <39> = [98] ; <40> = [15] ; <41> = [96] ; <42> = [105] ; <43> = [16] ; <44> = [17] ;
 <45> = [45] ; <47> = [94] ; <48> = [48] ; <49> = [50] ; <51> = [53] ; <52> = [54] ;
 <53> = [55] ; <54> = [56] ; <55> = [58] ; <57> = [18] ; <61> = [60] ; <62> = [20] ;
 <63> = [19] ; <64> = [99] ; <65> = [67] ; <66> = [70] ; <67> = [72] ; <68> = [21] ;
 <69> = [22] ; <70> = [77] ; <71> = [78] ; <72> = [93] ; <74> = [23] ; <75> = [79] ;
 <77> = [103] ; <79> = [24] ; <80> = [86] ; <82> = [92] ; <83> = [91] ; <84> = [90] ;
 <87> = [89] ; <90> = [101] ; <92> = [25] ; <93> = [88a] ; <94> = [87a] ; <95> = [26] ;
 <96> = [85] ; <97> = [27a] ; <98> = [84a] ; <99> = [97] ; <101> = [83a] ; <102> = [82] ;
 <103> = [81] ; <105> = [31a] ; <106> = [80a] ; <113> = [76] ; <114> = [75] ; <117> =
 [74] ; <118> = [73] ; <119> = [71] ; <121> = [69] ; <122> = [95] ; <123> = [68] ; <124>
 = [66] ; <126> = [33] ; <128> = [65] ; <129> = [34] ; <130> = [64] ; <131> = [62] ;
 <132> = [63] ; <133> = [35] ; <134> = [61]

第3表は第1条から各義務者の償却年地代（A）と一時金（B）をのみ示す。これらは第2条によれば賦役、現物貢租、貨幣貢租、放牧権などに基づく。

第3表 各義務者の償却年地代・一時金額

[1] (A)年地代1T27G1P+(B)一時金35T3G5P	[27b, 27c] (A)年地代2T3G-P
[2] (A)年地代17T15G1P	[28, 29] (A)年地代4T9G-P
[3] (A)年地代12T18G2P	[30a] (A)年地代1T27G2P
[4] (A)年地代12T22G2P	[30b] (A)年地代-T28G6P
[5] (A)年地代3T17G5P	[31a] (A)年地代7T14G4P
[6] (A)年地代18T1G9P	[31b] (A)年地代4T29G6P
[7] (A)年地代17T-G8P	[32a] (A)年地代-T9G7P
[8] (A)年地代12T11G3P	[32b] (A)年地代6T14G-P
[9] (A)年地代6T12G8P	[33] (A)年地代4T24G7P
[10] (A)年地代1T18G2P	[34] (A)年地代15T3G4P
[11] (A)年地代12T27G5P	[35] (A)年地代18T2G2P
[12] (A)年地代12T19G1P	[36-38, 40, 41, 43-46, 49, 50, 52, 53, 56-58, 61, 64-68, 70-80a, 81-83a, 84a, 86, 87a, 88a] (A)年地代2T23G1P
[13] (A)年地代-T23G7P+(B)一時金20T16G7P	[39, 54] (B)一時金65T2G8P
[14] (A)年地代12T23G9P	[42, 62, 85] (B)一時金23T29G4P
[15] (A)年地代11T15G7P	[47] (A)年地代3T7G-P+(B)一時金31T25G-P
[16] (A)年地代12T22G6P	[48, 69, 94, 95, 99, 100, 102, 103] (A)年地代2T1G7P
[17] (A)年地代18T7G9P	[51] (A)年地代3T11G7P
[18] (A)年地代14T19G8P	[55] (B)一時金44T16G1P
[19] (A)年地代1T18G8P	[59] (A)年地代1T21G4P
[20] (A)年地代-T9G3P+(B)一時金53T15G9P	[60, 98, 101, 104, 105] (A)年地代1T26G5P
[21] (A)年地代17T3G2P	[63] (A)年地代2T23G6P
[22] (A)年地代9T15G3P	[80b] (A)年地代-T-G5P
[23] (A)年地代12T1G5P	[83b, 88b] (A)年地代-T-G6P
[24] (A)年地代9T10G1P	[84b] (A)年地代-T-G7P
[25] (A)年地代8T10G8P	
[26] (A)年地代14T1G9P	
[27a] (A)年地代4T5G9P	

[87b] (A)年地代-T1G-P	[93] (A)年地代5T5G3P
[89] (B)一時金3T2G4P	[96] (A)年地代6T1G4P
[90] (B)一時金1T2G2P	[97] (A)年地代8T1G3P
[91] (B)一時金1T1G2P	合計 (A)年地代517T6G1P+(B)一時金398T-G8P
[92] (B)一時金3T3G-P	

さらに、第3条によれば、騎士領所有者は「貨幣貢租について、一部は、第1条で同意された一時金支払いによって償還された、と認め、大部分は無償で免除した。ただし、[領主は] (A) 彼ら [第2の契約当事者] の人身的貢租と、[騎士領] 領主の譲渡地に対する譲渡地貢租、(B) 従来の貢租・賦役代納金の残金および (C) 以下の貨幣貢租の更なる徴収を、……留保した」。

貨幣貢租 (A) と (B) の額と義務者は不明である。第4表は貨幣貢租 (C) について各義務者の償却地代額を種類別に示している。表中の D は賦役代納金、E は世襲貢租、Sp は紡糸金、St は Stiftzins である。Stiftzins は、既に本節(1)で紹介した、42年11月8日の協定署名集会議事録では協定番号75について Gestiftzins と表現されているけれども、内容不明である。施療院のための貢租であろうか。Z は私の計算による合計である。1種類のみ義務者では Z は表示されない。

第4表 各義務者の貨幣貢租額

[2,4] (E) 2T1G7P	[87] (E) 1T1G8P
[18] (E) 2T1G7P+ (St) -T7G7P= (Z) 2T 9G4P	[88a] (E) 1T2G5P
[20] (Sp) -T4G5P	[89] (D) 1T8G5P+(E) 2T4G2P+ (Sp)-T5 G1P= (Z) 3T17G8P
[21] (E) 4T3G3P	[90] (D) 1T8G5P+(E)-T23G1P+ (Sp)-T5 G1P= (Z) 2T6G7P
[22] (E) 6T2G6P	[91] (D) 1T8G8P+(E) 2T6G8P+ (Sp)-T5 G1P= (Z) 3T20G4P
[36] (E) 4T3G3P ⁽⁵⁾	[92] (D) 1T8G5P+(E)-T7G7P+ (Sp)-T5 G1P= (Z) 1T21G3P
[42, 55, 62, 85] (Sp)-T5G1P	合計 (D) 5T4G3P+(E)34T7G8P+ (Sp) 1T15 G3P+ (St) -T18G2P= (Z) 41T15G6P
[75] (St) -T11G6P	
[80a] (E) 1T1G3P	
[83a] (E) 1T1G1P	
[84a] (E) 1T6G-P	

第3表と第4表から一時金換算年地代と一時金との合計額を求めよう。第5表において(1)と(2)は第3表に基づき、一部に貨幣貢租を含む。(3)は第4表に基づき、すべてが貨幣貢租である。本協定が除外した(3)も、25倍額の一時金によって償却された、と便宜上、想定する。

第5表 一時金換算年地代・一時金合計額

(1) 年地代 517T6G1P \div 517T6G {12,930NT} <90% >
(2) 一時金 {398T-G8P \div 398NT} <3% >
(3) 年地代 41T15G6P \div 41T15G {1,037T15G \div 1,037NT} <7% >
(4) 合計額 {14,365NT} <100% >

第5表の(1)+(2)=93%は賦役、現物貢租、貨幣貢租、放牧権などであり、(3)の7%はすべてが貨幣

貢租である。しかし、第5表の合計額(4)の種目別構成比は不明である。

- (注1) 3人の共同所有者の関係は明記されていない。彼らは第1条によれば償却地代を共同で負担した(第3表参照)。
- (注2) [15a], [15b] と [15c] はここでは別個に記載されている。この3人は第1条によれば償却地代を共同で負担した(第3表参照)。
- (注3) 共同所有者の関係は(注1)と同じである。
- (注4) 正確には「水車の土地」である。序文では「家屋・水車所有者」と記されている。
- (注5) ここに記された貢租は、「製材水車からの同」と読める。「同」は、前行(協定番号22)と同じ世襲貢租のはずである。42年11月8日の協定署名集会議事録(3)においても、この協定番号の義務者は「製材水車貢租」の根拠を問題にしている(本節(1)参照)。協定番号36の不動産は家屋であって、水車ではない。水車は協定番号13, 20と47である。

第10節 全国償却委員会文書第4601号

これは第4601号文書、「騎士領プルシェンシュタインと同地の義務的都市自治体および靴工同職組合との間の、1844年2月3日/4月3日の貢租償却・永代借地権廃止協定⁽¹⁾」である。

第1の[当事者]は……騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……であり、第2の[当事者]は都市自治体ザイダであり、第3の当事者は同地の靴工同職組合(Innung)である。第2の[当事者]は同地の自治体所有地の所有者であり、ザイダのいわゆる「城の土地」(Schloßwirtschaft)の永代借地権所有者(Erbpachtsinhaberin)でもある。これら3者は、以下の文書に詳細に記された権利と対象の償却について、次の協定を一括して締結した。この協定は、全国償却委員会の承認を除いて、都市自治体ザイダに権限を持つ官庁によって承認された。都市自治体ザイダの全権委任者は、ザイダの有力な市民であり、家屋・土地所有者である3人、アウグスト・ヴィルヘルム・シュレージナー(August Wilhelm Schlesinger)、クリスティアン・ジーギスムント・ホミーリウス(Christian Sigismund Homilius)とザムエル・フリードリヒ・ブター(Samuel Friedrich Butter)であり、靴工同職組合の代表は、その上級親方・長老(Obermeister und Aeltesten)の2人、親方カルル・クリスティアン・ゴットロープ・シュューベルト(Carl Christian Gottlob Schubert)と親方カルル・ゴットヘルフ・ヴァーグナー(Carl Gotthelf Wagner)である。

第1条. 契約当事者は次のことで一致した。

(1) 以下の貨幣貢租、

- (A) (a) 城壁と壕に関して毎年ヴァルプルギスとミカエル祭に半額ずつ満期となる世襲貢租10T-G-P,
- (b) 毎年バルトロメウス祭に[満期となる]都市貢租(Städtegeld) -T10G 6 P,
- (c) ザイダの「城の土地」からの年永代借地料(Erbpachtscanon) 12T-G-P, と
- (d) ビール醸造1回(Gebraide)毎の醸造証拠金(Brauzeugeld) -T 2 G 8 P, は都市自治体ザイ

ダによって、また、

(B) 毎年クリスマスに〔満期となる〕手工業貢租 (Handwerkszins) -T4G-P は、同地の靴工同職組合 (Handwerke) によって、この職 (Handwerk) を営む各親方から、

第3条に記された時期以後、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダに支払われる必要がない。また、(2) 都市自治体ザイダが同地の「城の土地」に対して持つ永代借地権は、完全な所有権に転化され、それについて騎士領プルシェンシュタインに従来帰属した所有権は、すべて消滅するべきである。

第2条. この貢租償却と永代借地権廃止を実現するために、権利ある騎士領プルシェンシュタインへの補償として、

(1) 都市自治体ザイダは20グルデン鑄貨率〔の鑄貨〕で583T11G10Pの一時金に〔同意した〕。これは1838年の聖ヨハネ祭とクリスマスに半額ずつ支払われるべきであり、年5%の利子が付けられる。これの内訳は第1条〔(1)〕(a)の世襲貢租10Tについての200T-G-P, 同(b)の都市貢租-T10G6Pについての8T18G-P, 同(c)の〔永代〕借地料12Tと第1条(2)の永代借地権廃止についての252T-G-P, および、第1条〔(1)〕(d)の醸造証拠金〔2G8P〕についての122T17G10Pである。

(2) 靴工同職組合は、20グルデン鑄貨率〔の鑄貨〕で1835年聖ヨハネ祭に支払われる一時金55T-G-Pに同意した。

第3条. 騎士領プルシェンシュタインの所有者は、この一時金によって示談にした、と言明し、彼の騎士領に帰属していた、第1条の年貨幣貢租の廃止を確約した。その場合、靴工同職組合については1835年からであり、従来の残金すべては免除された。しかし、都市自治体ザイダについては、約束された一時金の完全な支払いの下において、である。また、永代借地権の廃止と、騎士領に従来支払われた、年12T-G-Pの永代借地貢租 (Erbpachtszins) の免除の下で、〔騎士領所有者は〕ザイダの「城の土地」についての完全な所有権を1838年から上記自治体に認めた。

第4条. 〔償却費用の分担と同文5部の償却協定——省略〕

プルシェンシュタイン城にて1844年2月3日

同年2月3日の協定署名集会議事録は紹介を省略する。

この議事録の謄本を A. A. ヘフナーがノッセンで1844年2月27日に確認した⁽²⁾。

44年4月3日に全国償却委員会、ミュラーはこの協定を承認した。

本償却協定は1844年に署名され、承認されたけれども、償却地代・一時金は第2条によって旧鑄貨で計算されていた。それを表示したものが、第1表である。

第1表 貨幣貢租償却一時金合計額

(1) ザイダ市の貨幣貢租4種	583T11G10P≐583AT <91%>
(2) 靴工同職組合の貨幣貢租	55AT <9%>
(3) 合計額	638T11G10P≐638AT <100%>

これら5種の貨幣貢租に対する償却一時金は合計638ATとなった。

- (注1) GK, Nr. 4601, Zinsablösungs- und Erbpachtaufhebungs-Receß vom 3. Februar/3. April 1844 zwischen dem Rittergut Purschenstein und der Verpflichteten Stadtgemeinde und Schumacherinnung daselbst. ただし、表題の「同地の義務的……」は「ザイダの義務的……」とされるべきであろう。また、貢租は貨幣貢租であった。
- (注2) この議事録を確認したヘフナーは、本協定序文に明記されていないけれども、法律関係特別〔償却〕委員であった、と考えられる。

第11節 全国償却委員会文書第5777号

(1) 賦役・貢租償却協定

これは第5777号文書、「フライベルク近郊の騎士領プルシェンシュタインとクラウスニッツの土地所有者との間の、1846年2月13日／3月16日の賦役・貢租償却協定¹⁾」である。

第1の〔当事者〕、……騎士領プルシェンシュタインの所有者……と第2の当事者（義務者全員の氏名と不動産は後出第1表）は……以下の償却協定を正当に締結した。——特別〔償却〕委員は本稿第9節のそれと同じであった。

第1条. 第2の契約当事者、妻 A. F. ケンペ〔協定番号1〕と仲間たちは従来、その土地から毎年一定の賦役、狩猟賦役、穀物貢租（パン穀物とライ麦）、いわゆる亜麻播種貢租、および、さまざまな定額貨幣貢租（世襲貢租、打穀金、警衛金と紡糸金）を騎士領プルシェンシュタインに給付する義務を負っていた。賦役については、〔彼らは、〕彼ら、領民が解除を告知するまで、賦役の大部分を、1737年……、1785年……、1791年……の協定の基準に従って、一定の賦役代納金として、プルシェンシュタインの騎士領領主に毎年支払うべきであった。

第2条. これらのさまざまな義務のうち、賦役代納金に関する〔義務は、〕……フライベルク特別管区に提起された不法占有動産取り消し訴訟（Negatoriensache）において、最近1841年3月10日、41年12月10日と44年2月13日に通告された判決（Erkenntnisse）によって維持されている。それら〔の義務〕はこの償却によって永久に廃止される。すなわち、義務者は賦役、狩猟賦役と現物貢租に対して、本協定第7条に記載された年地代を、あるいは、それらと、償却されるべき貨幣貢租とに対して、そこに記載された一時金を、プルシェンシュタインの騎士領領主に約束し、これと引き換えに……〔騎士領所有者〕は彼らの上記義務を免除し、亜麻播種貢租を無償で放棄する。

第3条. この免除は賦役、狩猟賦役、現物貢租と亜麻播種貢租に関しては既に1844年末に実現した。年4回……支払われるべき、新しい償却地代は1845年初から回転し始めた。そして、J. C. レシュナー〔協定番号17〕は、狩猟賦役に対して同意した一時金を……〔騎士領所有者〕に既に1844年9月2日に支払った。

第4条. 貨幣貢租について本協定第7条一覧表の貨幣額第1欄に記載されている償却一時金は、遅くとも1846年末までに支払われる。しかし、償却する者は、それを一層早期に任意かつ自由に支払う

ことができる。とくに G. F. リップマン [二世, 協定番号13] は, 4 分割した一時金をこの期限内に任意かつ自由に償還できる。一時金が完全に支払われるまでは, 従来の世襲貢租, 打穀金, 警衛金と紡糸金は引き続き支払われる。部分的な, あるいは, 1 年以内での, 一時金支払いの場合にのみ, 時期と一時金の大きさに比例して [それは] 分割・減額される。

第 5 条. G. L. キュマー [協定番号 6 と 7] がプルシェンシュタインの騎士領領主に対して世襲林地, 土地台帳 (Flurbuch) 661 と御館採草地 (Hofwiese), 同 773-775 からヴァルブルギスに毎年支払うべき世襲貢租 3 T 10 G 2 P, および, 御館採草地, 同 777, 781 と 787 からミカエル祭に [毎年支払うべき世襲貢租] 2 T 1 G 7 P はこの償却から除外される。

第 6 条. [償却地代の地代銀行委託——省略]

第 7 条. [償却地代・一時金額は後出第 2 表. 地代銀行委託額と地代端数は省略] それらは [特別償却] 委員によって作成され, 当事者双方によって承認された, 特別の計算を基礎にしている。

第 8 条. [対物的負担としての償却地代と関係法規——省略]

第 9 条. [償却費用の分担と同文 4 部の償却協定——省略]

プルシェンシュタインにて 1846 年 2 月 13 日——121 ページは本協定第 7 条を示す。

同年 2 月 13 日の協定署名集会議事録は省略する。

これを全国償却委員会, ミュラーは同年 3 月 16 日に承認した。

(1) GK, Nr. 5777, Frohn- und Zinsablösungsreceß vom 13. Februar/16. März 1846 zwischen dem Rittergut Purschenstein bei Freiberg und den Grundstücksbesitzern zu Clausnitz. ここで貢租と呼ばれているものは, 第 1 条によれば現物貢租と貨幣貢租である。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第 1 表は序文から義務者全員の氏名と不動産を示す。

第 1 表 義務者全員の氏名と不動産

- | | |
|---|---|
| [1] Traugott Friedrich Lippmann の遺族 (未亡人 Amalie Friedericke Kempe と子供) ($\frac{3}{4}$ フーフエ農地 <10>) | [6] Gottlob Leberecht Kümmer ((a) 1 フーフエ農地 <81>, (b) 上手の世襲採草地, 土地台帳 751, 753-755) |
| [2] August Friedrich Müller と兄弟 (1 フーフエ農地 <25>) | [7] 同上 ($\frac{1}{6}$ フーフエ農地, 土地台帳 676-679) |
| [3] Johann Christoph Adam Hänel (1 フーフエ農地 <33>) | [8] Gottlob Friedrich Zemmrich ($\frac{3}{4}$ フーフエ農地 <107>) |
| [4] 未亡人 Johanne Christiane Lohse ((a) $\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <76>, (b) 上手の世襲採草地, 土地台帳 752, 756-758) | [9] 未亡人 Johanne Eleonore Clausnitzer と子供 ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <100>) |
| [5] Karl August Schneider ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <78>) | [10] Carl Gottlob Weidensdörfer ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <110>) |
| | [11] Gottlob Friedrich Herklotz ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <110>) |

- <115>
- [12] Traugott Friedrich Wolf (1フーフエ農地の主農場<120> {本来の農場負担の $\frac{13}{20}$ })
- [13] Gottlob Friedrich Lippmann jun. ($\frac{3}{4}$ フーフエ農地<111>)
- [14] Johann Gottlob Müller (家屋<36>)
- [15] August Friedrich Müller (2の中の1人)(家屋<73>)
- [16] Christian Gottlob Müller ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地<46>)
- [17] Johann Christoph Löscher (1フーフエ農地<30>)
- [18] Friedrich Fürchtegott Böttrich ($\frac{3}{4}$ フーフエ農地<89>)
- [19] Karl Gottlieb Müller ((a)家屋<109>, (b)林地)

第2表は、第7条の一覧表から各義務者の償却年地代(A)と一時金(B)だけを抜き出したものである。

第2表 各義務者の償却年地代・一時金額

[1, 18] (A)年地代14T24G9P+(B)一時金17T16G-P	G-P
[2, 3] (A)年地代19T5G3P+(B)一時金19T2G-P	[9] (A)年地代6T3G8P+(B)一時金5T24G-P
[4a] (A)年地代13T1G2P+(B)一時金16T-G-P	[10, 11, 16] (A)年地代13T13G6P+(B)一時金16T-G-P
[4b, 6b] (B)一時金5T4G-P	[12] (A)年地代13T-G-P+(B)一時金11T12G-P
[5] (A)年地代9T23G2P+(B)一時金8T4G-P	[14, 15, 19a] (A)年地代3T5G1P+(B)一時金6T-G-P
[6a] (A)年地代19T5G3P+(B)一時金21T10G-P	[17] (B)一時金-T17G5P
[7] (A)年地代4T15G-P+(B)一時金5T2G-P	[19b] (B)一時金15T12G-P
[8, 13] (A)年地代18T10G6P+(B)一時金17T16G-P	合計(A)年地代220T6G2P+(B)一時金268T7G5P

第3表は、第2表の合計欄に基づいて、一時金換算年地代と一時金の合計額を示す。

第3表 一時金換算年地代・一時金合計額

(1) 年地代	220T6G2P \approx 220T6G	{5,505NT}	<95%>
(2) 一時金		{268T7G5P \approx 268NT}	<5%>
(3) 合計額		{5,773NT}	<100%>

合計額の95%が年地代によって償却され、残りの5%が一時金によって償還された。しかし、かつての義務(賦役・現物貢租・貨幣貢租)の種目別内訳は不明である。

第12節 全国償却委員会文書第5778号

これは第5778号文書、「フライベルク近郊の騎士領プルシェンシュタインと[農村]自治体フリーデバッハ、クラウスニッツ、ケマースヴァルデ、ハイダースドルフ、ウラースドルフおよびピルスドルフとの間の、1846年2月13日/3月16日の道路建設賦役償却協定⁽¹⁾」である。本協定は、前節の協

定と全く同じ日に署名・承認されたものである。また、本協定の表題に列挙された農村自治体のうち、ウラースドルフとピルスドルフは本文では1農村自治体と見なされている。さらに、3農村自治体、ディッターズバッハ、ノイハウゼンとザイフェンは、協定表題に列挙されていないけれども、本文では償却年地代・一時金を負担している。

ザイダからノイハウゼンとアインジーデルを経て、ボヘミアのブリュックス⁽²⁾ (Brüx)に通じる舗装道路が建設されるまでは、以前そこにあった街道、普通はアインジーデル [街道] あるいは中部 [エルツ] ゲビルゲ街道と呼ばれていた [街道]、を建設・維持する義務が騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダに課されていた。1700年……に作成され、1701年……に領邦君主によって承認された世襲台帳……第40条によれば、この義務はフリーデバッハ、クラウスニッツ、ケマースヴァルデ、ハイダースドルフ、ウラースドルフ・ピルスドルフ、ディッターズバッハ、ノイハウゼンおよびザイフェンの [村落] 共同体 [後に農村自治体] とプファッフローダ領のいくつかの領民に再び移された。さらに、上記世襲台帳……第42条によればノイハウゼン、ディッターズバッハとザイフェンの共同体は街道と溝での雪かきを義務づけられていた。

プファッフローダ領領民の道路建設義務と自治体ノイハウゼンの雪かき義務⁽³⁾が既に以前に償却された後、残りの自治体のそれも本契約によって兩種とも完全に廃棄・廃止された。

第1の [当事者] である、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……と、第2の当事者である自治体(1)フリーデバッハ、(2)クラウスニッツ、(3)ケマースヴァルデ、(4)ハイダースドルフ、(5)ウラースドルフ・ピルスドルフ、(6)ディッターズバッハ、(7)ノイハウゼンおよび(8)ザイフェンは、この [特別償却] 委員会が作成した計算と、それが与えた、法律上有効な決定に基づいて、それについて次のように協定した。その [村] 長は(1)がカルル・ゴットロープ・ベトガー (Karl Gottlob Böttger)、(2)が世襲村長ゴットロープ・フリードリヒ・ヴィルト (Gottlob Friedrich Wirth)、(3)がヨハン・ゴットロープ・ミュラー (Johann Gottlob Müller)、(4)が……現在カルル・ヴィルヘルム・ティエンカー (Karl Wilhelm Tiänker)、(5)がフュルヒテゴット・フリードリヒ・シュナイダー (Fürchtegott Friedrich Schneider)、(6)が世襲村長ゴットリープ・フリードリヒ・ヴェンツェル (Gottlieb Friedrich Wenzel)、(7)が……現在ヴィルヘルム・フュルヒテゴット・クンツェ (Wilhelm Fürchtegott Kunze)、(8)が……現在ゴットリープ・フリードリヒ・レーベレヒト・ハウシュタイン (Gottlieb Friedrich Leberecht Haustein) である [前任者の氏名は省略]。——特別 [償却] 委員は前節の協定と同じであった。

第1条。…… [騎士領所有者] は、契約に基づいて、あの道路を建設・維持し、道路と溝の雪かきをする、という、上記の義務から自治体フリーデバッハ、クラウスニッツ、ケマースヴァルデ、ハイダースドルフ、ウラースドルフ・ピルスドルフ、ディッターズバッハ、ノイハウゼンとザイフェンをここに免除する。この免除は1844年から生じた、と見なされる。

第2条。上記の自治体はその [村] 長を通じてこの免除を受け入れ、この義務を国家に対して償却した騎士領プルシェンシュタインに弁償するために、1844年から次の償却年地代を承認した。すなわち、自治体(1)フリーデバッハ 5 T12G 8 P、(2)クラウスニッツ 5 T17G 3 P、(3)ケマースヴァルデ 4 T15

G 5 P, (4)ハイダースドルフ 1 T 6 G-P, (5)ウラースドルフ・ピルスドルフ 1 T 6 G-P, (6)ディッター
スバッハ 5 T 11 G 2 P (うち 3 T 20 G 5 P は道路建設, 1 T 20 G 7 P は雪かきのために), (7)ノイハウゼン
2 T 3 G 6 P, (8)ザイフェン 4 T 14 G 2 P (うち 2 T 20 G 2 P は道路建設, 1 T 24 G-P は雪かきのため
に), 合計 29 T 26 G 6 P である。

(1)から(7)までの自治体はその地代を自治体所有地 (Gemeindegrundstücke) [その土地台帳番号は省
略] で引き受ける。これは対物的負担である。[関係法規——省略]

第 3 条. 上記の年地代は年 4 回……, 現在はプルシェンシュタインの騎士領領主に支払われる。し
かし, (1)から(7)までの自治体の地代, ……合計して 25 T 12 G-P は本協定承認直後の復活祭期あるいは
ミカエル祭期にプルシェンシュタインの騎士領領主から地代銀行に委託される。[委託地代額・地代
端数・関係法規——省略]

自治体ザイフェンが引き受けた地代 4 T 14 G 2 P は, プルシェンシュタインの騎士領領主に対して
1846年復活祭に 111 T 25 G-P の一時金でもって償還される。

第 4 条. [償却費用の分担——省略]

第 5 条. [同文 11 部の償却協定——省略]

プルシェンシュタインにて 1846 年 2 月 13 日

同年 2 月 13 日の協定署名集会議事録は省略する。

これを全国償却委員会, ミュラーは 1846 年 3 月 16 日に承認した。

第 1 表は, 道路建設・維持賦役償却年地代額 (第 2 条) から計算された村別償却一時金額である。

第 1 表 村別賦役償却一時金額

(1) フリーデバッハ	5 T 12 G 8 P ≐ 5 T 12 G	{135 NT}
(2) クラウスニッツ	5 T 17 G 3 P ≐ 5 T 17 G	{139 T 5 G ≐ 139 NT}
(3) ケマースヴァルデ	4 T 15 G 5 P ≐ 4 T 15 G	{112 T 15 G ≐ 112 NT}
(4) ハイダースドルフ	1 T 6 G-P	{30 NT}
(5) ウラースドルフ・ピルスドルフ	1 T 6 G-P	{30 NT}
(6) ディッタースバッハ	5 T 11 G 2 P ≐ 5 T 11 G	{134 T 5 G ≐ 134 NT}
(7) ノイハウゼン	2 T 3 G 6 P ≐ 2 T 3 G	{52 T 15 G ≐ 52 NT}
(8) ザイフェン		{111 T 25 G-P ≐ 111 NT}
(9) 合計	29 T 26 G 6 P ≐ 29 T 26 G	{746 T 20 G ≐ 746 T}

道路建設・維持 (雪かきを含む) を義務づけられていた 8 村は, この賦役の償却のために, 一時金
換算で合計約 746 T を負担した。

(注 1) GK, Nr. 5778, Straßenbaudienstablösungsreceß vom 13. Februar/16. März 1846 zwischen dem Rittergut
Purschenstein bei Freiberg und den Gemeinden zu Friedebach, Clausnitz, Kämmerswalde, Heidersdorf, Ullersdorf und
Pillsdorf.

(注2) プリュックスは現在のチェコ領モスト（Most）である。ザクセン州立中央文書館回答。

(注3) ノイハウゼン村の雪かき賦役は、全国償却委員会文書第2025号（本稿第6節）第2条（b）に記された、「……新分農場の傍の家畜用小桶までのノイハウゼンの道路の雪かき……」であろう。

Ablösungen der feudalen Grundlasten auf dem südsächsischen Rittergut Purschenstein (2)

Nobushige Matsuo

- (I) Ablösungsrezeß Nr. 1852 der sächsischen Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen
 - (1) Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (II) Frohn-, Zins- und Dienstgelder–Ablösungsrezeß Nr. 1853 der Generalablösungskommission
- (III) Ablösungsrezeß Nr. 1892 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn- und Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (IV) Ablösungsrezeß Nr. 2023 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn- und Zins–Ablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (V) Ablösungsrezeß Nr. 2024 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn- und Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (VI) Ablösungs–Rezeß Nr. 2025 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohnablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien (Vol.39, No.3)
- (VII) Ablösungs–Rezeß Nr. 2026 der Generalablösungskommission
- (VIII) Ablösungsrezeß Nr. 2027 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohnablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (IX) Ablösungsrezeß Nr. 3700 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn-, Zins- und Huthungs–Ablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (X) Zinsablösungs- und Erbpachtaufhebungs–Rezeß Nr. 4601 der Generalablösungskommission
- (XI) Ablösungsrezeß Nr. 5777 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn- und Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und –kapitalien
- (XII) Straßenbaudienstablösungsrezeß Nr. 5778 der Generalablösungskommission